

**令和6年度 子ども支援員(小・中学校)**  
**(1日4・5時間勤務／パートタイム会計年度任用職員) 登録者随時募集要項**

阪南市教育委員会

阪南市教育委員会では、「令和6年度子ども支援員登録者」として、支援に必要な熱意と識見を有する方を募集します。(選考を経てそれぞれの登録者名簿に登録された方より、雇用必要数に応じて、任用(採用)いたします。)

**資格要件について**

○ありません。

**応募資格について**

○地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

**【欠格条項】**

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者
2. 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**業務内容等について**

○阪南市立小・中学校に在籍する障がい等のある子どもの安全確保と生活介助、障がいのあると思われる子どもの学習の支援に係る業務です。

- (1) 学校における当該児童・生徒の身辺処理の介助に関すること。
- (2) 学校内で移動する場合の介助に関すること。
- (3) 学校が行う校外活動に当該児童・生徒が参加する場合の介助に関すること。(宿泊を伴う場合あり)
- (4) 上記に掲げるもののほか学校長が必要と認める職務(学習の支援を含む)に関すること。

○勤務についての条件は次のとおりです。

勤務地	市内小・中学校
勤務時間	基本8:15～12:15(4時間・休憩なし) 基本8:15～14:00(5時間・休憩時間45分) ※始業時刻及び終業時刻詳細は、教育委員会事務局及び学校長との話し合いで決定いたします。 ※配置された学校の実態に応じ、時間変更する場合があります。
勤務日	毎週月曜日～金曜日(祝日・学校休業日等を除く。学校行事で土・日勤務の場合があります。) ※学校の登校日に合わせた勤務のため、夏休み期間等長期休業の月は勤務日数が減少します。
報酬等	時給 1,278円 ※ 期末手当・勤勉手当は支給されません。
任用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
休暇	ア) 年次有給休暇 あり イ) 特別休暇(忌引休暇等) あり
交通費	支給なし ※自動車通勤については、学校長の承認と、自己負担により学校敷地外に駐車場を確保していただく必要があります。

その他	<p>ア) 労働者災害補償保険（労災）を適用します。</p> <p>イ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象外です。</p>
	<p>* 任免及び配置校決定は阪南市教育委員会が行います。ただし、子ども支援員としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めるとき、任期中においても解職する場合があります。</p> <p>* 職務遂行上知り得た児童生徒の個人情報をもとより、学校経営に関して知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とします。</p> <p>その他、地方公務員法上の服務に関する次の規定が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法令等及び、上司の職務上の命令に従う義務</li> <li>○信用失墜行為の禁止</li> <li>○職務に専念する義務</li> <li>○政治的行為の制限</li> <li>○争議行為等の禁止</li> </ul> <p>* 兼業については、地方公務員法の適用により、申請が必要となります。</p>

\*その他、勤務条件について、協議を要するときは、教育委員会事務局及び学校長で協議いたします。